

# 大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務委託 プロポーザル募集要項

## 目 次

項 目	ページ
1. 業務の概要 .....	1
2. 参加資格 .....	1
3. プロポーザルに係るスケジュール .....	2
4. 審査方法 .....	2
5. 第一次審査 .....	3
6. 第二次審査 .....	3
7. 応募手続き .....	4
8. 設計業務委託の契約 .....	7
9. 委託限度額 .....	7
A. 計画地の概要 .....	8
B. 計画概要 .....	9
C. 想定工事時期 .....	12
D. 委託内容 .....	12

別添資料・・・審査要領、別記様式集、その他参考資料

令和 5 年 5 月 26 日

習志野市

学校教育一部教育総務課

# 大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務委託 プロポーザル募集要項

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務委託

### (2) 業務内容

大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務の基本設計、実施設計業務等

### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和7年9月30日まで(令和5～7年度継続事業)

### (4) 計画建物

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| ① 建物名称 | 習志野市立大久保東小学校            |
| ② 所在地  | 習志野市大久保2丁目12番1号         |
| ③ 建物用途 | 小学校、他                   |
| ④ 敷地面積 | 16,383.42㎡(大久保東幼稚園敷地含む) |

## 2. 参加資格

参加資格の要件を有する者は、参加表明書等の提出日(特記しているものは除く)までに以下に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者としてします。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者としてします。
- (3) 管理技術者(設計全体を統括する者)は、一級建築士(常時3か月以上の雇用関係にある者に限る)の資格を有する者1名を配置できる者としてします。なお、管理技術者は担当主任技術者を兼務することはできません。
- (4) 担当主任技術者は、総合(意匠)、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野ごとにそれぞれ1名ずつ選定し配置できる者としてします。ただし、総合(意匠)分野の担当主任技術者については、常時3か月以上の雇用関係にある者としてします。
- (5) 千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する者としてします。
- (6) この公表の日から本委託業務の候補者決定の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者としてします。
- (7) 平成25年4月1日以降、日本国内において、同一の敷地に延べ面積が7,000㎡以上の小学校または中学校(小中一貫校を含む)の新築等にかかる基本設計及び実施設計業務を元請けとして受注し、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を有する

者とします。なお、新築等とは新築、増築または改築とします。増築または改築の場合において、対象となる延べ面積は増築または改築部分とします。

- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者とします。
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者とします。
  - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者とします。
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者とします。
- (9) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこととします。

### 3. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和5年5月26日(金)	募集要項等の公表
令和5年5月29日(月) ~ 令和5年6月 1日(木) 午後5時	質問書受付期間
令和5年6月 8日(木)	質問書の回答
令和5年6月12日(月) ~ 令和5年6月15日(木) 午後5時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和5年6月21日(水)	技術提案書等の提出者(第一次審査結果)の通知
令和5年7月10日(月) ~ 令和5年7月13日(木) 午後5時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和5年7月26日(水)	技術提案書等の提出者ヒアリング(予定)
令和5年7月31日(月)	契約候補者(第二次審査結果)の公表(予定)

※日程に変更がある場合は市ホームページに掲載します。

※現地見学会は行いません。

### 4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務委託事業者選定委員会設置要領に規定する選定委員会が審査し選定します。なお、選定委員は以下のとおりとします。

選定委員	
委員長	学校教育部長
副委員長	資産管理室長
委員	学校教育部次長
委員	教育総務課長
委員	学校教育課長

委員	指導課長
委員	施設再生課長
委員	生涯学習部主幹(生涯スポーツ課)

## 5. 第一次審査

### (1) 審査内容

参加表明書等の審査により、選定委員会が次の事項を審査します。  
参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位5者程度を技術提案書等の提出者として選定します。

評価項目	配点(10点満点)
① 配置予定の技術者の資格	2
② 配置予定の技術者の業務実績	8

### (2) 技術提案書等の提出者(第一次審査結果)の通知

審査結果については、令和5年6月21日(水)に文書を発送し、応募者に通知します。  
(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)なお、参加表明書での評価結果は通知しないこととします。

## 6. 第二次審査

### (1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容を踏まえ、選定委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者(第一位契約候補者)及び優秀者(第二位契約候補者)を特定します。なお、評価点が100点満点の内70点未満の場合、評価項目②又は③の各項目のうち委員のいずれかが0点の評価をした場合は、契約候補者として特定しないこととします。

評価項目	配点(100点満点)
① 第一次審査の評価点	10
② 業務実施方針	30
③ 配置計画及び工事計画に対する提案	50
④ 受託予定金額	10

※同点の場合は、評価項目③「配置計画及び工事計画に対する提案」の評価点が高い方を上位の者としてします。

### (2) 提案者ヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行います。

#### ① 実施日時(予定)

令和5年7月26日(水)

詳細については技術提案書等の提出者に別途通知します。

② 実施場所

習志野市役所庁舎

③ 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて3名以内とします。説明及び質疑応答については、管理技術者又は総合(意匠)分野の担当主任技術者が行ってください。

④ ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間15分以内で説明してください。その後質疑応答を20分以内で行います。

なお、説明はパワーポイントを使用することを可としますが、(プロジェクター、スクリーン、マイクは事務局で準備します。)説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。また、パソコンは応募者側で用意してください。

(3) 契約候補者(第二次審査結果)の通知

審査結果については、令和5年7月31日(月)に技術提案書等の提出者に通知するほか、市ホームページに最優秀者(第一位契約候補者)及び優秀者(第二位契約候補者)の事業者名及び評価点を公表します(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)。また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。

## 7. 応募手続き

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

① 提出先

習志野市教育委員会 学校教育部 教育総務課 財務施設係 担当:伊藤、下村  
〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号  
TEL 047-451-1122(直通)  
FAX 047-452-0786  
E-mail [kikaku-ky@city.narashino.lg.jp](mailto:kikaku-ky@city.narashino.lg.jp)

② 提出期間

令和5年5月29日(月)～令和5年6月1日(木)午後5時まで

③ 提出書類

質問書(別記第9号様式)

④ 提出方法

Eメール又はFAXにて提出してください。なお、提出後は提出先へ電話にて到達状況を確認してください。

⑤ 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和5年6月8日(木)に市ホームページで公表します。

## (2)参加表明書等の提出

### ① 提出先

前記7.(1)①「提出先」に同じ

### ② 提出期間

令和5年6月12日(月)～令和5年6月15日(木)午後5時まで

### ③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(ア) 参加表明書(別記第1号様式)

(イ) 別記第2号様式～別記第4号様式

(ウ) 2. 参加資格(2)、(3)、(4)の資格を証するもの

- ・一級建築士事務所登録証明書の写し
- ・一級建築士免許書等の写し
- ・常勤又は社員であることを証明できるもの(保険証等)

(エ) 法人の概要

- ・法人名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの
- ・役員名簿

(オ) 2. 参加資格(7)の資格を証するもの

- ・履行期限、対象延べ面積等がわかる資料等(PUBDIS、確認申請図書等)

### ④ 提出方法

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。)

(イ) 郵送の場合は書留とし、令和5年6月15日(木)の消印があるものまでを有効とします。宅配の場合は令和5年6月15日(木)午後5時必着とします。

(ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書し、受領書送付用として、宛名を明記し84円切手を貼付した長形3号を同封してください。

### ⑤ 提出部数

4部(正1部、副3部)

※副本3部について、別記第1号様式の「(提出者)」、別記第2号様式の「法人名」及び①から③、別記第3号様式の「法人名」及び①から③、別記第4号様式の「法人名」は空欄としてください。

### ⑥ 参加表明書等の留意事項

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。

(オ) 提出された管理技術者及び主任担当技術者は、原則、変更できません。

⑦ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合。

(イ) 書類に虚偽の記載があった場合。

(ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らない場合。

(エ) 選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。

(オ) その他選定委員会が不適格と認めた場合。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

① 提出先

前記7.(1)①「提出先」に同じ

② 提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月13日(木)午後5時まで

③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

(ア) 技術提案書(別記第5号様式)

(イ) 業務実施方針(別記第6号様式)

(ウ) 配置計画及び工事計画に関する提案書(別記第7号様式-1、2)

(エ) 受託予定金額(別記第8号様式)

④ 提出方法

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。)

(イ) 郵送の場合は書留とし、令和5年7月13日(木)の消印があるものまでを有効とします。宅配の場合は令和5年7月13日(木)午後5時必着とします。

(ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル技術提案書等在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し84円切手を貼付した長形3号を同封してください。

⑤ 提出部数

12部(正1部、副11部)

※副本11部について、別記第5号様式の「(提出者)」、別記第6号様式及び別記第7号様式-1、2の「法人名」は空欄としてください。また、別記第6号様式及び別記第7号様式-1、2に法人名、ロゴマーク等、事業者が分かる記載がある場合、予め削除又は黒塗りとしてください。

⑥ 技術提案書等に要する費用

費用は、全て応募者側の負担とします。

⑦ 技術提案書等の留意事項

前記7.(2)⑥に記載の他、以下に記載のとおりとします。なお、技術提案書等にお

ける視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照してください。

- (ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。
- (イ) 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。特に、別記第7号様式は公表することを踏まえて作成してください。
- (ウ) 技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得てください。
- (エ) 技術提案書等は文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。なお、記入する文字の大きさは、図表を含め全て11ポイント以上としてください。
- (オ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。
- (カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- (キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象となりません。
- (ク) 技術提案書等の提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載しないでください。

#### ⑧ 失格条項

前記7.(2)⑦に記載の他、委託限度額を超える受託予定金額を記載した場合とします。

### 8. 設計業務委託の契約

- (1) 市は、最優秀者(第一位契約候補者)と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。
- (2) 市は、技術提案書を尊重しますが、設計委託業務において拘束されないものとします。
- (3) 最優秀者(第一位契約候補者)が前記7.(2)⑦の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、業務実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

### 9. 委託限度額(消費税含む)

244,882,000円



## A. 計画地の概要

### (1) 用途地域等

- ①所在地 習志野市大久保 2 丁目 12 番 1 号
- ②敷地面積 16,383.42 m<sup>2</sup> (大久保東幼稚園敷地含む)
- ③用途地域等

用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	指定無し
建蔽率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	4m 3 時間－2 時間
その他地区等	建築基準法第 22 条指定区域

### (2) インフラ整備状況

- ・上、下水道 : 習志野市企業局から供給、公共下水道処理区域
- ・電力 : 東京電力から供給
- ・ガス : 習志野市企業局から供給
- ・接道 : 南側道路幅員 約 10.0～12.8m  
(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)  
西側道路幅員 約 7.60～8.1m  
(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)  
北側道路幅員 約 3.20～6.0m  
(建築基準法第 42 条第 2 項道路 他)

### (3) 周辺環境等

大久保東小学校は、京成大久保駅から東へ約 400m、駅から徒歩 5 分程度の距離に位置している。小学校区は習志野市の中央やや東よりに位置し、京成電車と御成街道(通称「東金街道」)が東西を通り、交通の便が良かったため大都市のベットタウンとしての色彩が濃く、計画対象地周辺には戸建て住宅や比較的低層のマンションやアパートが建ち並んでいる。

同敷地内には大久保東幼稚園の園舎が設置されているが、同幼稚園は令和 6 年度(2024 年度)末をもって閉園予定であることから、園舎解体後の跡地は小学校敷地として整備予定である。

## B. 計画概要

### (1) 整備方針

#### ① 全面改築の必要性

習志野市では、令和2年に策定された習志野市教育振興基本計画において、「安全で潤いのある学校環境の整備」を基本方針として掲げている。このことから、老朽化した学校施設の改築や長寿命化、大規模改修等を計画的に実施する必要があるため、令和2年に策定した「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の工程表～」と連携した「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、小中学校施設の再生に取り組んでいる。

大久保東小学校は、最も古い校舎で昭和38年度、体育館が昭和46年度に建設されており、耐震安全性は確保されているものの、施設の老朽化が進んでいる。このような中で、施設整備における安全・安心の観点からも全面改築が求められている。

この度の大久保東小学校全面改築(建替え)設計業務を実施するにあたっては、令和5年3月に策定した大久保東小学校全面改築(建替え)基本計画書を基本としつつ、基本設計の中で配置計画等の見直しを図り進めていくものとする。なお、基本計画書については、別紙の基本計画書(概要版)を参照すること。

#### ② 教育理念

##### (ア) 学校教育目標

「未来を拓く生きる力の育成」

##### (イ) めざす子どもの姿

「進んで学ぶ子」「豊かな心の子」「健康な体の子」

##### (ウ) 重点目標

「どの子どもにも公平に」「個々を認める」「豊かな心を育む」

##### (エ) 子どもたちの合言葉

「友だちいっぱい 花いっぱい あいさついっぱい うたいっぱい」

#### ③ 改築の基本的考え方

##### (ア) 多機能で変化に対応し得る施設

将来の施設ニーズに配慮した計画とするとともに、教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態を可能とする多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応できる施設とする。

##### (イ) 生活の場を兼ねた施設

児童の学習の場のみならず、生活の場も兼ねた施設とし、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成できる居場所を計画する。また、児童の健康に配慮するとともに学力並びに体力向上に資する空間を形成した施設とする。

##### (ウ) 環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や資源の再利用あるいは緑化や断熱化、省エネルギー器具・機器の採用等を通して、環境への負荷を抑制し、自然環境と調和した施設とする。

(エ) 利便性・安全の確保と災害時の避難所としての機能を備えた施設

児童とその他利用者の導線が区分され、教育環境の安全が確保されると共に、施設全体の管理区分の明確化が図られた施設とする。また、災害時には地域の避難所として地域の人々の生命を守る機能を備えた施設とする。

さらに、施設の利用者に対し、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るために、エレベーターの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮した施設とする。

(オ) 保護者・地域との連携や学校開放に配慮した施設

屋外運動場などの学校開放に加え、将来の児童数減少期を見据えた学校・家庭・地域の連携に基づく様々な利用に配慮した施設の配置とする。

(カ) 経済性に配慮した施設

建物の基本性能として耐久性・フレキシビリティ・維持管理性・更新性に配慮され、給排水・衛生設備を中心に、将来の設備更新や大規模改修等において、費用の縮減が図れる経済性に配慮した施設とする。また、適切な仕様・総面積の圧縮・工期短縮などトータルコストの縮減が図られた施設とする。

(キ) 工事期間中の学校運営に配慮した計画

工事期間中に学校運営を行うため、現施設等の利活用及び児童の安全、整備手順に配慮した計画とする。

(2) 計画概要

① 想定面積

延べ面積: 8,200 m<sup>2</sup>程度

② 整備方針

(ア) 配置計画

- ・校舎から屋内運動場及び屋外運動場への出入りが可能な施設計画とすること。
- ・できる限り屋外運動場を広く確保する施設計画とすること。
- ・近隣住宅における日照や通風等の影響について、可能な限り配慮すること。

(イ) 校舎の整備

- ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域活動での使用に配慮した計画とすること。
- ・学校、放課後児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- ・児童数の増加や多機能な学習環境に対応するため、学習室を各フロアに配置するなど様々なニーズに配慮した計画とすること。

(ウ) 屋内運動場の整備

- ・避難施設及び学校開放としての利用に配慮した計画とすること。

(エ) 屋外運動場の整備

- ・運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ、安全に配慮した計画とすること。

(オ) 放課後児童会の整備

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えるため、放課後児童会を整備する計画とすること。
- ・独立した出入り口を整備するなど、セキュリティ面に配慮した計画とすること。

(カ) その他の整備

- ・駐車場及び屋根付き駐輪場を整備する計画とすること。
- ・プールは民間プール施設の活用を想定していることから、整備しない計画とすること。

(キ) 工事期間中の対応について

- ・工事中の運動スペースに配慮した計画とすること。安全を確保した上であれば、既存プール解体後のスペースの利用も可能とする。また、隣接する大久保東幼稚園は令和7年3月に閉園予定であるため、令和7年4月以降は幼稚園跡地を建替え工事中の移設先として利用可能とする。

③ 主な必要諸室等

普通教室等	普通教室 18 室、学習室(予備教室兼生活科)3 室
特別支援学級等	特別支援学級 3 室、プレイルーム 1 室、適応指導教室 1 室、指導員控室 1 室
特別教室等	図書室、多目的室(視聴覚兼用)、理科室、理科準備室、家庭科室、家庭科準備室、図工室、図工準備室、音楽室、音楽準備室、楽器庫、児童用更衣室 他
管理諸室	職員室、校長室、事務室、保健室、放送室、印刷室、相談室、会議室 2 室、給湯室、教材室、職員更衣室(男女)、用務員倉庫 他
給食室	検収室、下処理室、調理室、洗浄室、配膳室、ワゴン置場、アレルギーコーナー、食品庫、物品庫、パン・牛乳保管庫、事務室、職員休憩室(男女)、職員便所(男女) 他
屋内運動場	ステージ、アリーナ(ミニバスケットコート2面程度)、体育倉庫、防災倉庫、放送スペース、学校開放管理室、便所 他
屋外運動場	100m 走路×5 コース程度、 150m～200mトラック×5 コース程度
放課後児童会	児童会室 2 室(合計 100 名程度の児童受入を想定) 指導員用の更衣室、専用倉庫、専用便所
駐車場	普通車 5 台以上(緊急車両用及び事務連絡用含む)
屋根付き駐輪場	20 台以上(通勤用、事務連絡用及び来客用含む)
その他	飼育小屋、ゴミ庫(既製品) 他

④ 学級・児童推計

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通教室数	13	14	15	16	18	19	19
特別支援学級数	3	3	2	3	3	3	3
児童数	427	449	459	473	510	523	521

※「令和4年度版小・中学校児童・生徒数及び学級数推計(令和4年12月)」より抜粋  
 ※改築後、一時的に普通教室が19室以上必要となるため、学習室にて対応予定

⑤ 既存建物概要(解体予定)

建物名	構造	階数	棟番号	延べ面積	建築年
普通教室棟 1	RC 造	地上 3 階	001-1	661 m <sup>2</sup>	昭和 40 年
普通教室棟 2	RC 造	地上 3 階	001-2	2,078 m <sup>2</sup>	昭和 39 年
普通教室棟 3	RC 造	地上 3 階	001-3	736 m <sup>2</sup>	昭和 45 年
普通教室棟 3 (渡り廊下接続部)	RC 造	地上 2 階	001-4	28 m <sup>2</sup>	昭和 43 年
普通教室棟 3 (職員玄関)	S 造	地上 1 階	001-5	34 m <sup>2</sup>	昭和 45 年
特別教室棟	RC 造	地上 3 階	002	666 m <sup>2</sup>	昭和 43 年
渡り廊下 1	RC 造	地上 3 階	003	56 m <sup>2</sup>	昭和 43 年
給食室	RC 造	地上 1 階	004	151 m <sup>2</sup>	昭和 39 年
園舎 (大久保東幼稚園)	RC 造	地上 2 階	005	964 m <sup>2</sup>	昭和 53 年
屋内運動場	S 造	地上 1 階	010	748 m <sup>2</sup>	昭和 47 年
渡り廊下 2	木造	地上 1 階	012	76 m <sup>2</sup>	昭和 53 年
倉庫	木造	地上 1 階	013	40 m <sup>2</sup>	昭和 59 年
プール付属室 1	木造	地上 1 階	014	45 m <sup>2</sup>	昭和 60 年
学校開放管理室	S 造	地上 1 階	015	30 m <sup>2</sup>	平成元年
図書室棟	S 造	地上 2 階	016	221 m <sup>2</sup>	平成 14 年
給食休憩室	木造	地上 1 階	017	15 m <sup>2</sup>	平成 13 年
プール付属室 2	S 造	地上 1 階	018	10 m <sup>2</sup>	令和 2 年

C. 想定工事時期

令和 8 年 10 月～令和 11 年 8 月(先行工事を除く)

- ・建設工事…令和 8 年 10 月～令和 10 年 7 月
- ・解体工事…令和 10 年 10 月～令和 11 年 3 月
- ・外構工事…令和 11 年 3 月～令和 11 年 8 月

D. 委託内容

主な委託内容については、次のとおり。詳細については仕様書(案)を参照すること。

(1) 基本設計及び実施設計

- ① 校舎等改築に係る設計、既存園舎等の改修設計、既存校舎等の解体設計、屋外運動場及び外構の設計、工事中の仮設計画の策定にかかる業務
- ② 建築基準法、都市計画法、消防法、建築物省エネ法、建設リサイクル法、千葉県福祉のまちづくり条例、習志野市特定建築行為に係る手続き等に関する条例及びその他

関係法規に関する手続き業務(建築確認申請、開発行為に係る各課協議等含む)

(2) 地盤調査・土質調査

(3) 耐力度調査・アスベスト調査・PCB 調査・パース製作・模型製作等

(4) 業務支援

基本設計案・実施設計案等を検討するための会議等への参加、近隣・保護者等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等